

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3・4階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/

税理士の独り言

「袖擦り合うも多生の縁」といいますが、昔から日本人は生き物の宿命として何度も生まれ変わると信じていたようです。出会いというものは、決して偶然ではなく、この世に生まれる以前からの深いつながりによるものという意味で「多生」という文字を使います。このように考えると企業経営の中で出会う社員、取引先、顧客との縁も深いつながりがあり、意味のあることです。縁を大切にすることは、お互いを理解し、お互いの幸福に結びつけるということです。そして、円も大切にしたいです…。

ヒント

○インターネットはバーチャル空間に存在するものだ。けれど、インターネットが変える世界はリアルそのものなのだ。

○ビジネスは試験と違って、問題に対する正解は用意されていない。問題が生じる。その解決法を考える。その解決法が正しいか間違っているかは、実際にそれを適用して初めて判断できる。

「成功のコンセプト」
三木谷浩史著 幻冬舎

税務アンテナ

□法人税法上、貸倒損失が認められるのは、大きく分けて「法律上の貸倒れ」「事実上の貸倒れ」「形式上の貸倒れ」があります。「法律上の貸倒れ」は法的に債権が消滅していることですから、法人が貸倒れとして損金経理していても、損金算入されません。「事実上の貸倒れ」は債務者の資産状況、支払能力等からみて、債権の全額が回収できないことが明らかになったときに、貸倒れとして損金経理することにより、損金算入が認められます。「形式上の貸倒れ」は取引停止後1年以上経過したとき、又は売掛債権額が取立費用に満たず催促しても弁済がないとき、備忘価額を残して残額を貸倒れとして損金経理することにより、損金算入が認められます。

□平成19年4月1日から平成20年12月31日までに、50歳以上の者又は要介護・要支援の認定を受けている者と同居している者等一定の居住者が家屋にバリアフリー改修工事を含む増改築を行って居住したときは、一般の増改築工事では年末ローン残高1,000万円を限度にローン残高の1%、バリアフリー改修工事では年末ローン残高200万円を限度にローン残高の2%を所得税の額から5年間にわたり控除することができます。この制度は選択性となっており、それぞれを合計して年末ローン残高1,000万円が限度となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

12月の税務

10日	○11月分の源泉所得税の納付
31日	○10月決算法人の確定申告 ○19年4月決算法人の中間申告(予定申告) ○19年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告(年末年始につき1月4日)

31日	○12月決算法人の消費税各種選択届出書提出(休日につき28日)
-----	---------------------------------